

第5章 再編・ネットワーク化

ガイドラインでは、公立病院は、都道府県と十分連携しつつ、二次医療圏の単位で予定される公立病院等の再編・ネットワーク化の概要と当該公立病院が講じるべき具体的な措置について、その実施予定時期を含めて記載することを求めています。しかし、二次医療圏を単位とした公立病院等の再編・ネットワーク化は、複数の病院、経営主体が絡み合うため、その必要性や目的などを共有できなければ実現は困難です。

一方、市立病院のうち海浜病院では築後34年を経過し、施設が老朽化する中、本市における医療提供体制を確保していくための方策等について本格的に検討を進めていく必要があります。

そこで、本プランの期間中には、本市の将来的な医療需要及び医療提供体制や両市立病院が抱える課題等を踏まえ、今後の市立病院のあり方について、本格的に検討していきます。

第6章 経営形態等

ガイドラインでは、民間的経営手法の導入等の観点から行おうとする経営形態の見直しについて、移行計画の概要を記載することを求めています。

本市病院事業会計では、平成23年4月から地方公営企業法の一部適用から全部適用に経営形態の見直しを行いました。

本プランの期間中には、全部適用を継続するか又は他の経営形態へ移行するかを含め、今後の市立病院のあり方について、本格的に検討していきます。

また、経営改善が計画どおり進んでいない要因として、病院局設立時から、本来果たすべき本部機能や病院の事務局機能が十分に発揮できておらず、効率的な経営につなげられていないことも挙げられます。

そこで、本プランの計画期間中、各機能の再考と同時に、病院経営全体のコントロールが可能となるよう、専門的知識を持った人材の採用及び育成により職員の資質を向上させ、もって各機能の充実を図るとともに、本部と病院事務局の連携を密にする方策について、検討し、実施していきます。